

白井市立南山小学校PTA 規約

白井市立南山小学校PTA

2024.04.23 改訂

白井市立南山小学校規約 改定記録簿

	改定日	改定内容
1	S60.4.20	12条および14条「役員と会計監査の区別明確化」について
2	H2.4.21	29条「会費値上げ」について
3	H4.4.25	29条「会費の徴収方法」について
4	H7.4.28	8条「役員の連続任期」について
5	H8.4.20	8条「役員の連続任期」について 12条「役員及び会計監査の選任」について 13条「機関」について 32条「内規」新設について
6	H10.4.23	23条「文化教養部」廃止について 32条「内規」追加について
7	H12.5.6	29条「会費」について
8	H13.4.21	全体「条文内、『白井市』および『保護者』への名称変更」について
9	H14.4.25	8条「書記」について
10	H15.4.19	23条～24条「専門部委員会 広報部」廃止および25条～28条「繰上げ」について 27条～29条「実行委員会」関連および30条以降「繰下げ」について
11	H16.4.22	17条「運営委員会」について 24条「校外部」について
12	H17.4.21	23条および25条「広報部」および26条以降「繰下げ」について 34条「内規」について
13	H21.4.24	8条「役員」について
14	H22.4.23	34条「内規」について
15	H24.4.23	34条「内規」について
16	H27.4.21	17条「運営委員会」について 34条「内規」について
17	H31.5.7	1条「名称及び事務所」について 33条「個人情報保護」について 「改訂記録簿」新設について
18	2021.4.27	PTA活動内容変更に伴う「定員・名称など」について
19	2022.4.26	PTA活動内容変更に伴う規約・内規変更について
20	2023.4.25	PTA活動内容変更に伴う規約変更と条文の削除及び条項「繰上げ」について
21	2024.4.23	PTA活動内容変更に伴う規約変更と条文の削除及び条項「繰上げ」について
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		

(1) 白井市立南山小学校PTA規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は『白井市立南山小学校PTA』と称す。

- (1) 事務所を白井市立南山小学校(千葉県白井市南山 1-7-1)に置く。
- (2) 本規約の施行日は昭和57年5月16日とする。

(目的)

第2条 本会は、白井市立南山小学校に携わる人が協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って行動する。

- (1) 本会は、自主独立のものであって、特定の政党・宗教・宗派にかたよらず、また営利的な行為を一切行わない。
- (2) 児童の教育と福祉のために活動をするほかの団体及び機関に協力する。
- (3) 本会は、直接学校の管理や人事に干渉しない。
- (4) 活動への参加は自由であり保護者と教職員、それぞれの関わり方を尊重する。
- (5) 団体の存続意義を常に考え続け、楽しさと居心地の良さを大切にする。

(活動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- (1) 学校のことをよく知り、子どもたちが育つ環境に寄与する活動
- (2) 南山小学校に携わる人同士、お互いの顔が見える関係を築き、つながりが持てる活動
- (3) その他目的を達するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、白井市立南山小学校に在籍する児童の保護者(父母及びそれに代わる人)・白井市立南山小学校に在籍する教職員とする。

- (1) 書面による入会の意味確認を行い、加入・非加入は個々の判断に委ねるものとする。
- (2) 退会については退会届の提出後、役員会が受領した時点で退会するものとする。

第6条 本会の会員は、群・市PTA連絡協議会会員となる。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置き任期は1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長(保護者1名)
- (2) 会計(会員1名以上)
- (3) 必要に応じて役員を設ける

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。役職についてはそれぞれの適性に応じて役割を担い、相互に保管しながら円滑に会の運営をおこなう。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握して必要に応じて各会議を招集する。
- (2) 会計は金銭の収受にあたり、監査を経て年間収支決算を総会に報告する。
- (3) 校外活動や「子ども110番」にかかわる活動の運営をおこなう。
- (4) 会議の議事を正確に記録し、会員・保護者に活動の周知を図る。

(会計監査係)

第9条 本会には、1名以上の会計監査係(保護者)を置き、任期は1ヵ年とする。

(会計監査係の仕事)

第10条 会計監査係の仕事は次の通りとする。

- (1) 会計監査はその年度の会計について監査し、総会において監査結果を報告する。
- (2) その他、次の場合に会計監査を行う事が出来る。
 - ① 会計監査係が必要と認める時
 - ② 会長の要求のある時
 - ③ 会員総数の3分の1以上より請求された時

(役員及び会計監査係の選任)

第11条 役員及び会計監査係は次の方法で選任する。

- (1) 役員及び会計監査係は会員から希望者を募り、総会で承認を得る。
- (2) 会長に欠損を生じた時には他の役員が代行し、会長以外の役員に欠損を生じた時には会員間相互にて協力をする。

(機関)

第12条 本会に次の機関を置く事ができる。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第13条 総会は本会の最高決議機関であり全会員で構成する。

- (1) 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年度当初に開催し、臨時総会は会員総数の3分の1以上より請求された時に会長が招集する。
- (2) 総会は対面による開催のほか、書面による開催も可能とする。
- (3) 総会の議長などはその都度一般会員より選出し、選任する。
- (4) 定期総会は次のことを審議する。
 - ①年度活動報告と決算の承認
 - ②新年度計画案と予算の承認
 - ③役員及び会計監査の承認
 - ④規約の改定・変更
 - ⑤その他重要な事項を決定する

第14条 総会は会員の3分の1以上の出席で成立する。ただし、委任状で出席にかえる事が出来、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(役員会)

第15条 役員会は会長・副会長・書記・会計で構成し、運営上の諸問題を審議する。

- (2) その他緊急事項の処理にあたる。

(実行部)

第16条 希望する会員からの要請及び役員会からの募集等に応じて次の実行部を設置することが出来る。

- (1) 広報部
- (2) バザー部
- (3) 卒業対策部
- (4) その他、協議等により必要と認められた部

(会計)

第17条 本会の経費は会費及びその他の収入でまかなう。

- (2) 会費は一世帯月額300円とし、一年分まとめて3,600円徴収する。
ただし、特別の事情のあるときには、この定めによらない。
- (3) 途中退会時の返金は行わないものとする。また、新年度総会開催前までに退会の申し出が本部に受領された場合には、新年度の徴収を行わない。
- (4) 転校や特別の事情があるときには、この定めによらない。

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報保護)

第19条 個人情報の管理については以下の通りとする。

- (1) 集約した個人情報は、PTA会議室内にて厳正に管理を行う。
- (2) 集約した個人情報の保管期間は、児童の卒業時の年度末までとする。
- (3) 会員から閲覧の申請があった際には、本人の情報のみ開示を行う。
- (4) 会費の徴収や非常事態の際には学校と協議の上、保有する情報を共有することができる。
- (5) 集約した個人情報については、会員名簿を作成し役員内での共有やPTA会費徴収に伴う学校への業務委託にて使用することができる。

(内規等)

第20条 以下の項を内規とする。改廃の場合は総会に報告する。

(慶弔規定)

- (1) 本会に次の慶弔規定をおく。ただし、返礼は無用とする。

①児童及び会員の死亡	10,000円
②教職員の結婚	5,000円
- (2) 不測の場合は役員会で協議して定める。
ただし、緊急の場合、会長は副会長と協議し慶弔の事を行い、後日役員会に報告する。

(交通費規定)

- (1) 白井市及び白井市小中学校PTA連絡協議会(市P連)などが主催する会合等に南山小学校PTA役員として参加する際には、交通費として1日1000円を支払う事ができる。
- (2) 精算については申告に基づいて行う。その際、参加文書などを提示する事。
- (3) 南山小学校PTA及び南山中学校PTAが主催する会合等については支給対象外とする。